

## 国立大学法人宮城教育大学学長選考会議規程

平成17年5月23日制 定  
平成29年6月28日最終改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮城教育大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第23条第2項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものである。

### (任務)

第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 国立大学法人宮城教育大学学長（以下「学長」という。）の選考
  - 二 学長の解任の文部科学大臣への申出
- 2 学長選考会議は、前項に掲げる事項のほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項を定める。
- 3 学長選考会議は、学長の業務執行の状況について、監事と連携のうえ恒常的に確認を行うものとする。

### (組織)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人宮城教育大学経営協議会規程（平成16年4月1日制定）第3条第5号の委員のうちから経営協議会において選出された者 4人
- 二 国立大学法人宮城教育大学教育研究評議会規程（平成16年4月1日制定）第3条第3号から第10号に掲げる委員のうちから教育研究評議会において選出された者 4人

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (議長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故がある場合には、あらかじめ議長の指名した委員が前項の職務を代行する。

### (定足数)

第6条 学長選考会議は、委員6人以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

### (議決)

第7条 学長選考会議の議事は、出席した委員6人以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、学長選考会議の同意を得て、委員以外の者を学長選考会議に出席させることができる。

2 前項による出席者は、議決に加わることができない。

(庶務)

第9条 学長選考会議に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は学長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成17年5月23日から施行する。

附 則 (20規第27号改正)

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (23規第42号改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (27規第5号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27規第25号改正)

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 (28規第18号改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (29規第24号改正)

この規程は、平成29年6月28日から施行し、改正後の第3条第2号の規定は、平成29年3月1日から適用する。